

〔次世代育成法〕 一般事業主行動計画

当社では次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を作成いたしました。従業員の皆さんが仕事と子育ての両立の実現と、子育てをしていない皆さんも含めた全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、職場環境の整備に努めるため『一般事業主行動計画』を策定しております。

【計画期間】

令和4年7月1日～令和9年6月30日までの5年間

【内容】

目標1: 計画期間中に男性の育児休業取得率を上昇させる。

対策

- ・令和4年7月～ 出生時育児休業導入等に向け、社内規程を変更する。
- ・令和4年7月～ 社内通知及び年2回の社員面談時に、利用できる制度の周知を行い対象の社員に対し休暇取得を促す。
- ・令和4年7月～ 期間内に1名以上の取得を目指す。

目標2: 計画期間内までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均6日以上とする。

対策

- ・令和4年7月～ 取得状況について実態を把握。
- ・令和4年7月～ 各課の管理職が有給取得日数を把握・管理し、目標達成に努める。
- ・令和4年8月～ 年末年始・ゴールデンウィーク・夏季休暇に有給休暇を加え連続休暇取得を計画。